

郵便入札の試行について

本市では、入札・契約制度の透明性・公平性・競争性の確保と、入札参加者の負担軽減を図るため、平成19年9月28日以降に発注する建設工事等の一部について、郵便入札を試行しますので、以下の事項にご留意下さい。

1. 対象となる建設工事等

本市が発注する建設工事等のうち、制限付き一般競争入札に付する工事 公募型指名競争入札に付する工事 設計金額30万円を超える業務委託のうち、指名通知等において「郵便による入札」として指定する業務委託 を対象とします。(ただし、については平成20年4月1日より施行となります。)

2. 設計図書等の配付について

入札参加者は、設計図書・仕様書等(以下「設計図書等」という。)の配付(購入もしくは貸与)を受ける必要があります。

なお、配付を受けていない者が行った入札参加申込は無効となりますので、ご注意下さい。

3. 入札書の書き方

入札書は、本市のホームページに掲載しておりますのでご活用下さい。また、次の事項にご注意下さい。

件名、金額、日付、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、本市へ登録の使用印又は実印を押印して下さい。

入札書に記載する日付は、「開札日」を記載して下さい(郵便局への差出日や配達指定日ではありませんので注意して下さい)。

金額の訂正は認めませんので、記入を誤った場合は、新たな用紙を使用して下さい。

4. 入札書等の郵送方法について

(1) 入札参加者は、入札書及び市が入札書とともに提出を求めた書類(以下「入札書等」という。)を次項に規定する方法により、あらかじめ指定する日に契約課に到達するように郵送して下さい。なお、公告等で必要としたその他の書類がある場合は、必ず当該書類も郵送して下さい。

(2) 入札書等を郵送する際は、所定の事項をすべて記入・押印した上で、「配達日指定郵便」により、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法で郵送して下さい。ただし、郵送料は入札参加者の負担となります。

なお、指定した方法以外(入札書等を契約課へ持参、郵便ポストへの投函、普通郵便、ファックス、電子メール等)でした参加申込は無効となります。

(3) 入札書等を郵送する封筒は、市が設計図書等購入（貸与）時に配付する「入札書等郵送用指定封筒」を使用して下さい。封筒の様式は、別紙に掲載しておりますのでご確認下さい。「入札書等郵送用指定封筒」以外の封筒で郵送されたものや封筒に本市へ登録の使用印又は実印で封かん（割印）のないものは無効となりますので、ご注意下さい。

なお、封筒は入札案件ごとに必要となりますので、1枚の封筒に複数の入札案件の入札書等を同封した入札は無効となります。また、同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札も無効となりますので、ご注意下さい。

(4) 郵送した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができません。

(5) 郵便局から交付される「差出控え」は、入札（開札）が終了するまで保管して下さい。なお、郵便物の配達状況は、郵便物の受領証に記載されている引受番号を用いて、ゆうびんホームページ又は郵便局への電話で確認することができます。本市への問い合わせは一切応じられませんので、ご注意下さい。

(6) 必ず配達指定日に到達するように郵送して下さい（配達指定郵便は差出日の翌々日から10日以内が指定可能です）。

5. 工事費（見積）内訳書について

工事費（見積）内訳書が必要な場合は、公告等においてその旨を記載します。なお、内訳合計額は入札書の金額と一致させて下さい。金額が異なる場合は、無効となりますので、ご注意下さい。

6. 入札の辞退

入札書等郵送前においては、配達指定日までは、書面による申出により入札辞退することができます。

入札書等郵送後においては、入札辞退はできませんのでご注意下さい。ただし、当該入札の開札前に、他の発注機関の入札を落札したため、配置すべき技術者等が配置できなくなった場合は例外措置として取扱いますので、速やかに届け出て下さい。この場合に、落札決定通知書又は技術者配置届出書等の書面の提示を求めることがあります。

7. 開札の立会い

開札にあたっては、当該入札参加者のうちから入札立会人を2人選任し、開札日前日までに電話で連絡します。

入札立会人が代理人の場合は、委任状が必要です。様式については本市のホームページに掲載しておりますのでご活用下さい。入札立会人が、やむを得ない理由等により欠席した場合は、当該入札執行者以外の職員が立会い、開札します。なお、入札立会人は当該入札終了後に、「入札立会確認書」に記名・押印していただきますので、開札日には本市へ登録の使用印又は実印（代理人の場合は委任状に押印された受任者印）を持参して下さい。

また、入札立会人以外の入札参加者については、開札傍聴希望者名簿に署名いただく

ことにより開札を傍聴することができます。ただし、1者1名とし、入札執行者の指示に従わなければなりません。

8．くじによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は抽選により落札者を決定します。

抽選は、入札立会人が行い、落札者を決定します。

9．入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 設計図書等の配付を受けていない者のした入札
- (3) 一枚の封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札
- (4) 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札
- (5) 入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札
- (6) 入札書記載の金額を訂正した入札
- (7) 和泉市建設工事等における郵便入札試行要綱(以下「要綱」という。)第3条に規定する方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (8) 入札書等が要綱第3条第1項の指定する日以外の日に到達した入札(次条の規定により、入札を延期した場合を除く。)
- (9) 入札書等郵送用指定封筒に件名、差出人名等が記載されていないもの、件名が確認できないもの又は封筒に本市へ登録の使用印又は実印で封かん(割印)のないもの
- (10) 入札書等郵送用指定封筒記載の件名、差出人名と同封された入札書の件名、差出人名が相違するもの
- (11) 工事費(見積)内訳書の提出を求められた入札でその提出がないなど、第3条第1項に規定する入札書等に不備のあるもの
- (12) 工事費(見積)内訳書の提出を求められた入札で、内訳合計額と入札書のコレが同一のコレでないもの
- (13) 複数の入札案件に入札参加申請を行った場合、落札した段階で工期が重なっている同じ技術者を配置している以後の入札(申請書に他に配置可能な技術者等の記載がある場合を除く。)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反してなされたもの

10．入札の延期、中止について

- (1) 郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができるものとします。
- (2) 郵便入札の開札を延期した場合には、配達指定日に到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止した場合は、速やかに入札参加

者に返却します。

(3) 入札を中止した場合において、入札参加申込に要した費用等は入札参加申込者の負担とします。

1 1 . 入札結果の公表について

郵便入札により落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に通知するとともに入札結果を公表します。

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

和泉市総務部契約課

電 話 0 7 2 5 - 4 1 - 1 5 5 1 (内線 1140 ~ 1144)

F A X 0 7 2 5 - 4 5 - 6 1 6 1